三　算定できない処置

(1)　一般処置のうち次に掲げるもの

イ　創傷処置（六千平方センチメートル以上のもの（褥瘡に係るものを除く。）を除く。）

ロ　手術後の創傷処置

ハ　ドレーン法（ドレナージ）

ニ　腰椎穿刺

ホ　胸腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）

ヘ　腹腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）

ト　喀痰吸引

チ　高位浣腸、高圧浣腸、洗腸

リ　摘便

ヌ　酸素吸入

ル　酸素テント

ヲ　間歇的陽圧吸入法

ワ　肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）

カ　非還納性ヘルニア徒手整復法（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）

ヨ　痔核嵌頓整復法（脱肛を含む。）

(2)　救急処置のうち次に掲げるもの

イ　救命のための気管挿管

ロ　人工呼吸

ハ　非開胸的心マッサージ

ニ　気管内洗浄

ホ　胃洗浄

(3)　泌尿器科処置のうち次に掲げるもの

イ　膀胱洗浄（薬液注入を含む。）

ロ　留置カテーテル設置

ハ　嵌頓包茎整復法（陰茎絞扼等）

(4)　整形外科的処置（鋼線等による直達牽引を除く。）

(5)　栄養処置のうち次に掲げるもの

イ　鼻腔栄養

ロ　滋養浣腸

(6)　(1)から(5)までに掲げる処置に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な処置

四　算定できない手術

(1)　創傷処理（長径五センチメートル以上で筋肉、臓器に達するもの及び保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）

(2)　皮膚切開術（長径二十センチメートル未満のものに限る。）

(3)　デブリードマン（百平方センチメートル未満のものに限る。）

(4)　爪甲除去術

(5)　ひょう疽手術

(6)　外耳道異物除去術（複雑なものを除く。）

(7)　咽頭異物摘出術（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものであって、複雑なものを除く。）

(8)　顎関節脱臼非観血的整復術（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）

(9)　血管露出術

(10)　(1)から(9)までに掲げる手術に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な手術

五　算定できない麻酔

(1)　静脈麻酔

(2)　神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入

(3)　(1)及び(2)に掲げる麻酔に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な麻酔

別表第十三　暫間歯冠補綴装置、広範囲顎骨支持型補綴及び広範囲顎骨支持型補綴物修理に規定する特定保険医療材料

一　暫間歯冠補綴装置（広範囲顎骨支持型補綴（ブリッジ形態のもの）の場合に限る。）に規定する特定保険医療材料

スクリュー
アバットメント
シリンダー

二　広範囲顎骨支持型補綴及び広範囲顎骨支持型補綴物修理に規定する特定保険医療材料

スクリュー
アバットメント
アタッチメント
シリンダー

○厚生労働省告示第七十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

令和八年三月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

別表を次のように改める。

別表

注１　㊢は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十一条第一項に規定する日本薬局方に収載されている医薬品であることを示す。

注２　※は、品名の次に括弧書によって医薬品製造販売業者名の略称を加えたことを示す。

注３　㊟は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一項第一号に規定する麻薬であることを示す。